

産業民生常任委員会

平成24年11月16日（金）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（原見正信） ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

吉村委員から欠席の旨の連絡がありましたので、出席委員は8名であります。

本日の所管事務調査は、農林水産業の振興に関するこのうち、（仮称）就農支援・研修教育施設の運営についての1件であります。

それでは、（仮称）就農支援・研修教育施設の運営についてを議題といたします。

調査に先立ちまして、（仮称）就農支援・研修教育施設の運営についての現地調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、現地調査を行うことに決定いたしました。

それでは、直ちに現地調査に入ります。

現地調査（午後 1時31分）

開 議 （午後 2時35分）

○委員長（原見正信） それでは、現地調査が終わりましたので、会議を再開いたします。

この件につきまして説明を求めます。

○農務課長（松井知行） （仮称）就農支援・研修教育施設の運営についてご説明申し上げます。

施設の概要につきましては、敷地面積が2.7ヘクタール、パイプハウスにつきましては20棟を設置いたしました。20棟の内訳につきましては、高設用が13棟、土耕用が5棟、野菜用が1棟、育苗用が1棟の内訳でございます。ハウス内の設備につきましては、それぞれ違いを持たせておりますけれども、基本的には暖房、灯油暖房、ペレット暖房、それから高設のベンチ、それから給液装置、電照装置、炭酸ガス発生機などを備えております。作付状況につきましては、生食用が9棟で、現在品種といたしましては紅ほっぺ、とちおとめ、章姫、さがほのか、けんたろう、きたのさちの種類を植えております。後ろのけんたろうときたのさちにつきましては、北海道の品種でございます。②の業務用につきましても9棟で栽培をしております、品種につきましてははずあかねでございます。作付の計画につきましては、後ほど別紙により説明させていただきます。

運営の方法につきましては、試験栽培委託ということで緊急雇用創出推進事業を活用し、亘理町イチゴ生産者を雇用する伊達市農業協同組合へ委託しております。亘理町のイチゴ生産者は、5世帯12名、この12名には子供3名を含んでおります。ハウス内設備や定植本数の違いなどで生育状況や収量を検証しております。試験販売の委託につきましては、生食用イチゴにつきましては伊達物産公社へ販売を委託しております。物産館において紅ほっぺを本年4月、5月に数量が限られておりましたけれども、販売をいたしました。今後、今見ていただいた紅ほっぺなどを12月中旬ごろか

ら収穫して販売をしていきたいというふうに思っております。なお、来年5月から6月までの収穫を想定しております。来年の6月には北海道産のイチゴのけんたろう、きたのさちを販売する予定でございます。業務用のイチゴにつきましては、これは伊達市農業協同組合へ販売を委託しております。現在は、市場経由の相対取引にて全量を岩見沢の倉田商店へ納めております。なお、倉田商店は、全量をきのとやさんに卸しているということでございます。販売額の合計は、8月末の時点で約1,000万、販売手数料等を除くと市の実質収入額は720万となっております。最終的には1,200万程度の実収入が見込まれると考えております。

一番最後のページにA3判の作業計画というものがございます。これによって説明させていただきますと、24年と25年の栽培の計画を記載させていただいております。ハウスナンバーというのがA-1からA-10、B-1からB-10ということで、システムというところでどのような装置を入れているかということに記載させていただいております。品種につきましては、まず紅ほっぺがA-1から3ということで、これにつきましては1,250本を植えて4月、5月に収穫をして終わると、そして24年の8月に準備に入りまして、9月にA-1にとちおとめ、A-2、3に紅ほっぺを定植をして12月から収穫をする予定ということでございます。以上、こういうぐあいに見ていただきたいというふうに思います。A-4からA-9につきましては、業務用のすずあかねを植えております。現在収穫をして、4棟につきましては冬期間の暖房費がどれほどかかるのかという検証をするということで、A-4、A-5、A-7、それからA-9につきましても12月まで試験栽培をすると、そしてコストの検証を行うという予定でございます。下のB棟のほうにつきましては、B-1、2、3が高設の設備を持っておりまして、これにつきましてもすずあかねを入れております。B-4からB-8までにつきましては土耕方式で、B-7、8につきましてはことしの6月に一部収穫をしたと、それで8月、9月に定植をして、B-4からB-6につきましては12月から来年の5月まで、それからB-7、8につきましては来年の5月、6月に収穫を行うという予定になっております。それで、B-10につきましては、見ていただいた育苗施設でございまして、これらの種類を購入して実をとるための苗を生産をしていくと、こういうようなスケジュールで作業を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（篠原一寿） 説明の中で育苗のことに關して、すずあかねですか、業務用の、これは買わなければならないと、そして食用のやつは自家栽培でやっていくというのは、これはずっとそういうふうに今後ともやるつもりで、またやっぱりすずあかねというのはそういうふうにはできないというような仕組みになっているのですか、F₁とかそういうのとか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

すずあかねにつきましては、北海道の民間業者であるホクサンが開発をした品種で、いわゆる特許権といえますか、そういうものが現在20年間保護されるということで、20年間につきましてはホクサンとしては毎年株を買ってくださいと、そして1年以上つくらないでくださいと、それから販売する際には必ずすずあかねという品種名を入れてくださいと、これが条件でございまして、これは

買わざるを得ないと。それで、とちおとめですとか紅ほっぺの部分につきましては、その権利が消えておりまして、実質的に親苗を買えば実をとるための苗は自分で栽培をしていいということになっております。ですから、今後ともすずあかねを栽培するとすると毎年株を買わなければいけない、生食用のこちらの品種をつくる上では親苗を買えば実をとるための苗は自分でつくれるという仕組みになっております。

以上でございます。

○委員（篠原一寿） 私も豊浦のほうから苗を毎年買うというか、秋口に夏過ぎたら買って、それで前やっていたのですけれども、ばらつきがあるのです。要するに苗によって大きい粒、小さい粒と。同じのをよこしていると言うのですけれども、今後この食用にしてもそういうことは、それは栽培技術が下手だったからかな、それとも毎回同じ苗からこういうふうに来てくると劣性の遺伝子を持ったやつもたまに出てくるということはあるのですか。

○農務課長（松井知行） 基本的にランナーから実をとるための苗をとるということでございます。親株の性質を全て受け継いでいくというふうになっております。ただ、親株1株から先ほど説明したように40から50の実をとるための苗をつくるのですけれども、親株が10株あればそれぞれに遺伝子が違うという部分がありますので、それぞれ親株の苗の特徴を受け継いでいるということだと思います。あと、実が小さい部分につきましては、栄養成長と生殖成長という部分のところで栄養成長に余り時間をとられますと実がなかなか大きくなれないというようなことが言われておりまして、その部分で栄養成長をどこかで早目にとめるということも必要かと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 今の同僚委員の質疑で特許権が20年という話がありました。この特許権が効いているうちは、すずあかねについては株を買っていかななくてはいけないということですが、今後の実際に売っていく際と、それから株を毎年買わなければいけないという部分とコスト的にはどうなのかというようなことだとか、それから20年間という特許はいつまでなのか、そしてその後のことについてはホクサンのほうと何か協議はされているのか、その辺はどうなのでしょう。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

品種登録がされましたのが2008年でございますので、2028年までは種苗法に基づくその特許権が生きるということになると思います。それと、もう一つは、イチゴのサイクルというのが大体10年なのです。10年で次の品種というぐあいに会社でも本州方面の県立の試験場でも品種改良を行っているということございまして、20年間ずっと買わないとだめだというよりも新しい品種が出たら、それについては親株を買ってくださいというような流れになっていくというふうに推測しております。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 資料の中で25年以降の整備、活用内容がちょっと書いてありますけれども、生産者、就農希望者のニーズを確認しながら規模拡大や法人化等を検討していくということが書いてありますけれども、この辺のお話もう少し詳しくお聞かせしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

24棟の内訳につきましては、2世帯が3棟、それから2世帯が5棟、1世帯が8棟という内訳になっております。独身で23歳の生産者につきましては、人手が足りないということで3棟を選んだと、それから最高齢の生産者につきましてはうちの施設で指導することも視野に入れてこちらのほう、自分の生産する部分については3棟でということに言うておりました。とりあえず業務用のこのすずあかねという品種で夏どりのイチゴを栽培をしていくということで、ことしの目標を現地でも説明したとおり1棟1トンで200万の収入と、所得率を50%として100万というふうに見込んで現在試験栽培をして販売をしているということでごさいます、ですから計画どおりにいきますと、3棟では収入は600万で所得としては300万、5棟であれば収入1,000万で大体500万の所得というような形になろうかと思っております。300万、500万が多いか少ないかと言われますと、それは個人の考えによりますけれども、まずはそれだけあれば十分でないかと。ただ、余裕が出てくれば、彼らもまだハウスを増設していくという考えがございますので、そのときにはまた相談に乗っていきなという、斡旋をするというような形での相談に乗っていきなというふうを考えております。当初亘理から来た生産者みんなで行ったらどうかなというイメージがあったものですから、ここには法人化も視野に入れてというふうに記載しておりますけれども、生産者の話を聞くと、法人をつくる場合には仲間同士でやるよりも全く知らない人間を連れてきて鍛えたほうがやりやすいということで、法人をつくるのであれば亘理から来た人間同士でやるのではなくて、自分がリーダーになって、そして地元の生産者、または新規に就農を志す者を社員として雇って法人としていくというような、基本的な考えはそっちのほうに生産者のほうは向いておりました。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） ただいま施設を見学させていただきましたけれども、施設についてこれから風、そして雪等来ると思いますが、どの程度まで耐えられるといいでしょうか、例えば大雪のときにつぶれるとか、そういうことが発生する可能性も多々あると思っておりますけれども、その辺についてはどの程度でしょうか。

○農務課長（松井知行） 設備につきましては基本的には地元の生産者が使っているパイプというのは、22ミリぐらいの太さのものです。うちの施設につきましては、基本的に38ミリのパイプを使っておりますので、雪でつぶれるという心配はしておりません。それから、風については、ことしの5月4日の暴風雨で当初の暴風ネットが倒れてしまいました。それで、その後に今張っているネットにつきましては、ネットの種類をかえまして種子島で50メートルの風速にも耐えて、そして機能的には風を分散させる機能を持っているというネットを今設置しております。新たな生産に移るところのネットにつきましてもそのネットを使う予定で、暴風対策についてもそういうぐあいに基本的には風に負けないというような設備を設置しているというところでごさいます。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 販売委託の件ですけれども、現在農業協同組合に販売を委託されていて、全量をそこから倉田商店、そしてきのとやさんというお話がございました。今後のことを考えたときなのですが、それなりにいろいろな種類、あと量がどんどん、どんどん出てくるという、そ

ういう中でこの販売先のルートというか、開拓というか、その辺の考え方を農協さんに今後も全て任せるのか、やっぱり販売ルートというのは非常に大事な部分になってくると思うのですが、その辺のお考えはどのように考えておられるかお聞かせください。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

販売のルートにつきましては、ことしは試験販売ということも含めて初めての取り組みでございました。それで、苗の購入したメーカーであるホクサンのほうからこういうところが今高く買ってくれるところですよという紹介を受けたのが倉田商店だったということでございます。基本的に今後の考え方につきましては、共同選果、共同販売という方式になりますので、農協が出荷先を決めていくという形になりますけれども、現在野菜協議会の中にイチゴ部会というものをつくろうとしております。会員は、亶理町から来た5世帯の間でございまして、販売先についてはそのイチゴ部会がある程度関与して決めていくという形にもなるものですから、そちらのほうで例えば現在大阪と広島市場が1キロ3,000円超すような値段がついているのですが、東京、札幌では1,800円から900円というときにそういうところにも出したいという意向を持っておりますので、彼らがそういうことを農協に言えばそういうところの取引が可能になると、それからもう一つは地元のお菓子屋さん等にも卸したいということを生産者のほうでは思っておりますので、そういうところに卸すルートというものも1つ考えていきたいというふうに話しております。

以上でございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時56分）